

書類番号 三三三。

日本海軍占領期間中蘭領東印度
西部ボルネオニ於ケル強制賣淫行
爲ニ関スル報告

Evidentiary Doc 203

一九四三年ノ前半ニ、ホーチアナック海軍守
備隊司令海軍少佐ウエスギケイタイ JESUJI
（西三三）同人ハ一九四三年八月頃日本ニ歸國レ
タリ抑留ヲ要求シ置ケリハ日本人ハインド
ネシヤ或ハ中國ノ婦人ト親密ナル關係ヲ結
ブカラストイフ命令ヲ受テ死シマシク。當時
全テノ歐洲婦人ト事実上全テノ印度系歐
羅巴婦人ハ抑留サレテ居マシク。彼ハ同
時ニ公立性慰安所ヲ設立スルヤウ命
令ヲ出シマシク。是等ノ性慰安所ハ二
種ニ分類スルコトニナラテ居マシク。即チ三
所ハ海軍職員専用五ヶ所ハ一般人用
テ其ノ中ノ一ヶ所ハ海軍民政部ノ高
等官用ニサテラレマシク。
海軍職員用ノ性慰安所ハ守備隊ガ
經理官シマシク。司令ノ下ニ通信士官海軍
大尉スガサワアキノリ SUGASAWA AKINORI
ノガ主任トシテ直ケレ日常ノ事務ハ専直
兵曹長ワタナベウジ WATANABE

Doc 5330

のHONが執リテ居マシタ。日本人ト以前
 カラ関係ノアツク婦人達ハ鐵條網ノ張リ
 廻ラサシタ。是等ノ性慰安所ニ強制收容
 サレマシタ。彼等ノ特別ノ許可ヲ得ル場
 合ニ限り街ニ出ルコトガテキタノテシタ。慰
 安婦ヲヤメル許可ハ守備隊司令カラ
 貰ハネバナリマセシテシタ。海軍持列警察持
 警隊(ガ其等ノ性慰安所ニ慰安婦ヲ絶エ
 ズ補充スルヤウニ命合ラウ又テナシタ。以テ
 目的ノ為ニ特設隊員ハ街テ婦人ヲ捕強
 制的ニ醫者ヲ診察ヲ受ケサセタ後彼等ヲ性慰
 安所ニ入レマシタ。是等ノ逮捕ハエトシテミヤジマ
 以テミナチ/MYAJIMA JUNKICHI / コンマヰイチノ
 JIMA GOICHI / クロカズヲ / KUSE KAZUO / イトワ
 ヤスタロウ / ITO YASUTARO / 各兵曹長ニオツテ行ハ
 レマシタ。

一般人用ノ性慰安所ハ南洋興発株式會
 社支配人ナワタニサカズ / NAWATA HISAKAZU / ガ經
 營シマシタ。守備隊司令ハ民政部ニ命ジテ
 之ヲ監理サセマシタ。民政部ハ此ノ經營ヲ報國
 會(日本人実業家ノ協会)ニ依頼シナワタニヤ
 2. NAWATA ガ報國會ノ厚手部ノ主任デアラウメテ
 是等一般人用ノ性慰安所ノ主任ニ任セラシマ
 シタ。彼ハ張博ヲケタリスルヤウナ事務的
 仕事ニハ彼ノ会社ノ使用人ヲ使用

Doc 5330

レシタ。毎朝夜間收入の南洋興究會社に
納係キタタカケタカTADA KAGETAKAニ引渡サ
レシタ。是等ノ慰安所ニ對スル婦人達モ特務
隊ノ盡力ニヨツテ佳ホマシレマシタ。

其等慰安所ニ充テラセタ家具ノ敵産管理人カラ
手ニ入レ家具ハ海軍用ニ慰安所ニツラセテ
海軍が支給シ一般人用ニツラセテ報國會ガ
支給シタシタ。各ハ厚徳民タル婦人ニ海軍
ノ場合ニ其ノ階級ニ從フテ金ヲ支拂ハネハナリ
セシレタ。又ソノ婦人ハ其ノ金ヲ毎日直直兵
曹長又ハ南洋興究ノ出納係ニ引渡シマシタ。
兩者ノ場合共三分ノ一ノ諸經費家具食物等ヲ支
弁スル為保留サレ三分ノ二ガ多該婦人ノ受取勘
定ニ繰リ入ラレマシタ。此ノ中カラ婦人達ハ隨時彼
等各自ノ用ニ充テル為其ノ部ヲ引出スコトガ出来
マシタ。毎月ノ計算書ハ民政部ノ第一課ニ提出
マシタナリマセンデシタ。

特務隊ハ婦人ヲ捜スニ当リ民政部及日本人商社ノ
全婦人職員ニ特務隊ニ出頭スルヤラニ命ジシノ
婦人達何人カラ真裡ニレ日本人ト関係シテ平
タトナジリマシタ。次ニテ醫師ガ檢診スレ
マシタガ數人ハ處女デアリタコトガ判リッ
シタ。是等ノリキヤナ婦人達ノ中何人ガ

NO. 3

Doc 5330

性慰安所に強制的に送られたが確實にハ判りません。婦人達ハ性慰安所カラ取テ逃ガセサウトハ致シマセデシタト言フハ彼女等ノ家族が特赦言隊ニ依ツテ直チ逮捕サレテ非道ク虐タラレルカラデシタ。例トシテ此ノ様ナ事ハ為当ノ少女ノ母親ガ死ンガ事ガアリマス。

幸ニモ占領期間中引續キ診療ニ従事スルユトテ許サレタ在

ケタパン / KETA PANDA / インドネシヤ人軍医 / フリマ / LUDHUMA /

博士ハ特赦言職員ノ命令ヲ彼ノ行ツタ是等婦人ノ検診ニ関

シ宣誓陳述ヲスル事ガ出来マシタ、

彼ノ証言ニ依ルト婦人達ハ強制的ニ高貴淫サセラレタアリマス。

上記ノ報告ハ日本人戦犯者ノ訊問カラ得タ報告ト本件関係

者ノ宣誓陳述トカラ轉録サレタモツアリマス、

私ハ上記事實ハ眞實ニ述ノ報告書ニ相違スル點ノ事

事ヲ情報將校及日本語通譯トシテ誓言ツテ断言致シマス

バタビヤ 一九四六年七月五日

署名 / シー エヌ エツキ

シー、エヌ、エイザブローエラ陸軍大尉 / 署名 /

/ J.N. HEYBROEK capt /

蘭印軍情報部

(J.N. On the 'certificate' is written J.N. HEYBROEK)

No. 4

No. 5

證據書類番號八三三〇

証明書

下記署名ノ蘭印軍情報部戦争犯罪課長蘭印軍
陸軍大尉ケールズヨングニール / CHARLES TONGHEENIER /
先ツ正式ニ宣誓ヲ行ヒ且

蘭印軍情報部情報將校兼日英語通訳ジエマヘイゴエマ
ケルズヨングニール / 陸軍大尉ノ記述ニ係ル日英海軍占領
期間中蘭領東印度西部部ホルネオニ於ケル強制賣淫行爲ニ
関スル報告ノ題スル添附文書原典
公蘭印軍情報部ノ公式記録ヨリ採ラタルモノナリト陳述セリ

署名ケールズヨングニール署名

パロイヤ一九四六年七月九日

余蘭印檢事総長事務局長蘭印軍高級職員

ケエーデニウエルト中尉 / K. A. de Weerd /
面前ニテ宣誓署名シタリ

署名ケエーデニウエルト署名

/ K. A. de Weerd